

教育委員会会議録

開会の日時	令和元年5月22日 午後7時05分
閉会の日時	平成元年5月22日 午後7時26分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理者 田口 昇 教育委員 山田 やす子・中西 康裕・鍋島 健二・中村 孝史
会議録に署名する委員氏名	鍋島 健二・中村 孝史
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 大西 要一 学校教育部長 植村 法文 教育総務課長 濱口 昌大 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 西岡 幸一 社会教育課長 山口 真司 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 山口 一馬 教育研究所長 西村 朱美 教育総務課副参事 前村 忍 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 大島 充代 学校教育課副参事 中村 元紀 学校教育課副参事 平生 理恵 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係主査 岡村 基司
会議に付した事件	議案第1号 尾崎琴堂記念館条例施行規則等の一部改正について 議案第2号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について 議案第3号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について 議案第4号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 鍋島委員、中村委員を指名

会議に付する案件

議案第1号 尾崎罌堂記念館条例施行規則等の一部改正について

議案第2号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について

議案第3号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について

議案第4号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について

教育長報告

議事に入る前に、私から報告をさせていただきます。

学校訪問を5月13日から実施しています。教育委員の皆様におかれましては、ご同行いただきありがとうございます。各学校の先生方には豊かな心の育成や確かな学力の育成などを継続してほしい、加えて、社会の変化に対応するためにICT活用能力やコミュニケーション能力、表現力や英語力など身に付けさせたいこと、勤務時間の縮減に向けて取り組むことなどについて話をしています。あと3分の1が残っています。お時間の許す限り、一緒に見ていただければと思います。

現在、中学校では修学旅行が終了し、春の中体連の大会も先週の18、19日で終了しました。小学校では関西方面への修学旅行を実施しているところです。春開催の運動会は今週末に小学校4校、中学校1校、6月1日には小学校3校で実施予定です。

文化振興課とスポーツ課、社会教育課でもたくさんの行事を実施しているところです。

報告は以上です。

教育長

それでは、議事に入ります。議案第1号「尾崎罌堂記念館条例施行規則等の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、条例に定める本市の施設の使用料等を改めることによって、改正する必要性が生じた様式等を改正するため、所要の規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては文化振興課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

文化振興課長

それでは、議案第1号「尾崎罌堂記念館条例施行規則等の一部改正について」ご説明申し上げます。

お手元の資料1ページをご高覧ください。

本件につきましては、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、施設の使用料等を改めるため、関係する規則を改正するとともに、それらにより様式等の変更が必要な5つの規則をまとめて改正しようとするものでございます。

本来ですと各担当課からご説明申し上げるところでございしますが、文化振興課からご説明させていただきます。

資料2ページをご高覧ください。第1条の尾崎罌堂記念館条例施行規則の一部改正についてでございしますが、これは別表の冷暖房設備利用料を消費税の引上げに伴い320円を330円に改正したいと考えております。

また、様式に記載の観覧券の金額の削除及び申請書等の用語の統一をしますのでございします。様式の改正は、資料の11ページから30ページをご参照ください。

次に、第2条の伊勢市観光文化会館駐車場条例施行規則の一部改正についてでございしますが、こちらも第1条と同様に、様式に記載の駐車券の電話番号、金額の削除及び報告書の用語の統一をしますのでございします。様式の改正は、資料の31ページから40ページをご参照ください。

次に、第3条の伊勢市御薊B&G海洋センター条例施行規則の一部改正についてでございしますが、こちらも様式に記載のプール利用券の金額を削除するものでございします。様式の改正は、資料の41、42ページをご参照ください。

次に、第4条の伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則の一部改正についてでございしますが、こちらも様式に記載のプール入場券の金額を削除するものでございします。様式の改正は、資料の43、44ページをご参照ください。

最後に、第5条の伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正についてでございしますが、これは会議室の利用料を消費税の引上げに伴い200円を210円に改正したいと考えております。また、様式に記載の照明使用料の金額を削除するものでございします。様式の改正は、資料の45、46ページをご参照ください。

以上、議案第1号「尾崎罌堂記念館条例施行規則等の一部改正について」ご説明させていただきます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、文化振興課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

A 委員

これは、消費税率の引上げが前提だと思いますが、万が一引上げされなかった場合はどうなりますか。

事務部長

条例については、議会の議決も得ておりまして、引上げられるという前提で考えております。

A 委員

議会も前提条件なしで、通っているということですか。

事務部長

そのとおりでございます。

A 委員

行政的にそれでよいのなら、問題ありませんが、少し疑問に思ったので質問させていただきました。

事務部長

施行に関しては、政府の決定が前提になると思いますが、もし決定されなければ修正等が必要になると思います。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第1号「尾崎罌堂記念館条例施行規則等の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第1号「尾崎罌堂記念館条例施行規則等の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして、議案第2号「伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

47 ページをご覧ください。

これは、伊勢市奨学金支給条例第4条第3項の規定に基づき、委員を委嘱又は任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課長

それでは、議案第2号「伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」ご説明いたします。

これは、伊勢市奨学金選考委員会が平成29年4月1日改正の伊勢市奨学金支給条例第4条において、教育委員会の附属機関として規定され、委員は教育委員会が委嘱し又は任命するとされたことに伴い、お手元の議案のとおりご審議をいただくものでございます。

なお、今回、委嘱しようとする方々は、校長会等からご推薦をいただいた校長先生方と学校教育課から依頼をさせていただいた方でございます。そのうち、市職員の区分で市健康福祉部鈴木光代参事を新たに任命し、伊勢米穀企業組合理事長濱瀬智章様と伊勢市商工会議所専務理事の岩崎良文様については、再任をさせていただくものでございます。

本日、任命のご承認をいただきましたならば、令和元年6月1日をもって委嘱又は任命をさせていただく予定でございます。なお、任期は1年とさせていただき、令和2年5月31日までとなっております。

以上、議案第2号「伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」ご説明させていただきました。

何卒、よろしく願います。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第2号「伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第2号「伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして、議案第3号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

49 ページをご覧ください。

これは、伊勢市社会教育委員設置条例第4条及び第5条並びに伊勢市立公民館条例第17条の規定に基づき委員の辞任を承認し、新たに補欠委員を委嘱しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

それでは、議案第3号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」ご説明いたします。

これは推薦団体であります伊勢市小中学校長会及び伊勢市PTA連合会の役員改選によりまして、委員変更の申し出がありましたことから、伊勢市社会教育委員設置条例第4条及び第5条並びに伊勢市立公民館条例第17条の規定に基づきまして、お手元の議案のとおり、辞任を承認し、補欠委員を委嘱しようとするものでございます。

本日、任命のご承認をいただきましたならば、令和元年5月22日をもって勢力委員と山口委員の委嘱を解き、残任期間の令和元年5月23日から令和2年5月31日までを三好良夫様と世古口浩紀様に委嘱させていただく予定でございます。

以上、議案第3号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」ご説明させていただきました。

何卒、よろしく願います。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第3号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

異議なしとのことをございます。よって、議案第3号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして、議案第4号「伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

51 ページをご覧ください。

これは、スポーツ基本法第31条及び伊勢市スポーツ推進審議会条例第5条に基づき、委員を任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課長

それでは、議案第4号「伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」ご説明いたします。

これは、スポーツ基本法第31条及び伊勢市スポーツ推進審議会条例第5条の規定に基づき、任命しようとするものでございます。

今回、任命しようとする方々はスポーツ等の関係機関の方々10名及び学識経験のある方2名を含む計12名の皆様でございます。

本日、任命のご承認をいただきましたならば、令和元年6月1日をもって委嘱させていただきます予定でございます。

任期は2年、令和3年5月31日までとなっております。

以上、議案第4号「伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」ご説明させていただきました。

何卒、よろしく願います。

教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

B 委員

学識経験者の小木曾一之さんは皇學館大学を退職されたと思いますが、そのまま続けていただけるということでしょうか。

スポーツ課長

小木曾様につきましては、3月を持ちまして大学を退職されたと伺っております。このスポーツ推進委員はスポーツ推進計画をご審議いただく訳でございますが、スポーツ推進計画の策定にも携わっていただいていることから、打診をしましたところ、お引き受けいただいたものでございます。

教育長

ほかに、ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第4号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、「議案第4号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。